

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

フィリピン国メガマニラ圏高速道路建設事業

カビテ・ラグナ高速道路(CALAX)

協力準備調査(有償)

ドラフトファイナルレポート

日時 平成24年5月18日(金) 14:00~15:25

場所 JICA本部 201会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教

田中 充 法政大学 社会学部及び政策科学研究科 教授

松行 美帆子 横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授

村山 武彦 東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻 教授

JICA

< 事業主管部 >

石黒 実弥 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課 企画役

< 地域部 >

武藤 めぐみ 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長

杉山 亮太 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

< 事務局 >

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長

高橋 志麻子 審査部 環境社会配慮審査課

< オブザーバー >

木内 満雄 株式会社建設技研インターナショナル 道路・交通部

上野 隆一 株式会社建設技研インターナショナル 道路・交通部

上條 哲也 JICA経済基盤開発部 参事役

午後2時00分 開会

河野 それでは、お時間になりましたので、これからワーキンググループを始めたいと思います。

今日は、フィリピンのメガマニラ高速道路建設事業（CALAX）の協力準備調査最終報告書ドラフト案ということでございます。

まず主査を決めていただきたいのですが、過去の回数でいきますと村山先生になられるのでしょうか。

村山主査 慎んでお受けいたします。

河野 では、よろしく申し上げます。

村山主査 それでは、ワーキンググループの会合を始めさせていただきます。

既にコメントを出していただいて、回答もいただいておりますので、こちらの資料に基づいて進めさせていただきます。

まず、代替案の検討に関して、4件コメントをいただいておりますが、まずこの点についていかがでしょうか。田中委員と私ですが。

田中委員 評価基準が確か、  
、  
、  
×だったのが、一つのはかなり丁寧に基準が明記されていたんだけど、もう一つのほうが記述がなかったということです。回答はこれで結構です。

村山主査 あと、私のほうですけれども、説明を加えていただくということですが、もう一つ、環境汚染の扱いについて、表の中では特に明記がなかったと思います。ご回答のとおり、代替案の間で大きな差がないということではあると思うんですが、その表記の根拠として、相対的な比較と絶対的な比較が多分あると思うんですね。確かに、  
、  
、  
×は相対的なのもかもしれませんが、全く表記がないというのも妙な感じがするんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

石黒 経済基盤開発部の石黒でございます。

基本的には、代替案の選定のところで、そのレポートの箇所の目的というのが代替案を選ぶ際に比較して見るという考えでございますので、事前に環境汚染の違い、大きな違いがないと予想されるものについては載せていないと。

ただ、もちろん、今回、環境分野については先生がおっしゃる絶対的な評価という観点ではまた別のところで検討してございますので、そういったことで特段入れてはおりませんでした。

村山主査 表に入れるかどうかは別にして、何か違いがないということに記載していただいたほうがいいと思いますので、その点ご検討をお願いしたいと思います。

あとの点はよろしいですね。

では、スコーピング案のほうに移りたいと思います。

こちら、5番から9番までありますが、石田委員は今いらっしゃったので、先に田中委員、何か。

田中委員 私からは、最初のほうでスコーピングの検討をされていて、絞り込みをされているのですが、その案が、代替案の整理がその後に出てくるのですね。起点のところを3カ所と、それから終点の付近を6カ所で、組み合わせるとあるんですけども、したがって、私の質問というかコメントは、その案の中のどれを検討していますか。誰を対象に、例えばスコーピング段階で井戸が影響を受けるとか、負の影響が発生していないとか、そういう評価をしているのは何をもってしているんですか、ということです。

手順からすると、そういう流れになるんでしょうか。ご回答でいけば、推奨案のみスコーピング評価しているということですよ。だから、そのあたりの組み立て方が、代替案検討は後で、章の構成としては確か後段のほうに出てくるんですが、スコーピング検討は前目に来ていると。だから、その差をどう考えるかというのはあります。ただ、質問に対する回答そのものは、推奨案を中心にスコーピング検討しましたと、それはそれで了解しますけれども。

それからもう一つ、あえていえば、代替案検討の中で、したがって、いわゆる環境面からの比較評価というのは本来行うべきではないか、というのがあられるわけですね。今の村山先生のご議論もあるわけですけども、ですから、環境面の比較検討も含めて代替案を絞り込んでいくというプロセスがあるとすれば、スコーピング段階で一案だけ、推奨すべき案だけ取り出してしているというのも、少し論理がひっくり返っちゃっているような気もするなという印象を持ったわけです。そこでこういうコメントを出させていただいたんですけれども、どうなんでしょうか、そのあたりは。

石黒 今のこれはコメントの6番の話になりますか。

田中委員 はい。

石黒 具体的にというのは、井戸のお話ということになりますか。

田中委員 例えば井戸でも、例えば7番もスコーピングで地形だとか、土壌とか、地下水とか、景観とか、あるいはその下の地盤沈下もそうですが、結局何をもって評価してい

るのですか。恐らく案が違えば僕は評価が違って来る可能性があるんじゃないかということですね。

石黒 なるほど。先ほど申し上げましたことの繰り返しになってしまいますけれども、一番の環境社会配慮上大きな影響があるものは、当然のことながら項目出ししてごさいます。

ただ、先ほどおっしゃったように、全く表の中から項目として落としてしまうのはいかなものかというのは確かにご指摘のとおりでございまして、ここに載せてある幾つかの項目について、こういう考えで比較はしてございせんが、あらかじめですけれども、代替案の間での大きな違いはないと予想されたので比較はしていないというような旨の記述をつけ加えるようなことではいかがでしょうか。

田中委員 例えば具体的に、今のことも含めると、もう一回戻しますと、表の9の4の3の1、これは9の35ページ以下ですか、スコーピングマトリックスで、これでDとかAマイナスとかAプラスとか、こういう評価をさせていただいているわけですね。このスコーピングマトリックスの対象はいわば推奨案中心にありましたという話ですね。

ところが、その後で、代替案、つまりルートをどう検討しますかというのは後で出てくるわけです。そうすると、ロジックとして、スコーピングを検討する段階でどうしてその案に決めましたかという、選定の理由なり背景が書いていないとおかしいんじゃないでしょうかという議論もあるわけです。

もっといえば、ではなぜ、後で検討するんですかと。それはもっと前にすべきじゃないんですかということもありますね。

石黒 そこは、例えば今具体例として挙げられている井戸に関しましては、これは共通の井戸とかそういうことではなくて、各家庭といいますか、家屋が有している井戸のことです。当然ばらつきはございますでしょうが、ハウスホールドの数と同じということですね。ですから、イコール移転対象家屋の数なんです。

田中委員 繰り返しますと、スコーピングマトリックスの評価対象、検討対象は推奨案ですよ。ところが、この推奨案を決めてくるプロセスというのは後で9の百十何ページあたりから出てくるでしょう。ここでいうとテーブルの9の5の3の1とか、つまり、  
、  
、  
×を比較しながら起点あたりの3ルート、それから終点あたりの確か6ルート、ここで絞り込んでいくわけですよ。

石黒 そうですね。

田中委員 つまり、読み進めていくと、ではなぜ最初の早い段階のときにその一案だけ検討しているんですか。つまり、組み立てとしてはそういう流れになっているわけですよね。

石黒 スコーピングマトリクスのところでは……

田中委員 これはなかなか微妙で、考え方、どういう形でやるかというのは微妙だと思わんですが、私、そのスコーピング段階の議論に参加していなかったのだからわかりませんが、スコーピング段階の検討でも6ルート、3ルートの検討はしているわけですか。

石黒 スコーピング段階で6ルート、3ルート、しています。

田中委員 そうすると、そのプロセスが本来9の30ページあたりからのこの整理がされていなくてはおかしいのではないかと思います。

上條 多分書き方が前後したのだと思います。考え方は3と4と考えて、1個選んで、こういう項目を細かくスコーピング表に書いているわけなんですけれども、出し方がちょっと前後しています。

田中委員 だから、恐らくスコーピング段階で、つまりルートを選定するときは概括的な項目を設定して、住民移転だとか、自然環境とか、それから環境汚染というのは基本的に交通量がほぼ同じであれば同じだろうと、例えばそういうことをお考えになっていると思うんだけど、そういう点も、多分地形が変わったりルートが変わることによってのインパクトは、受ける側は違って来るわけですよね。

例えば周辺にセンシティブ感受性の高い教会や学校が多いルートと、それから、比較的農地の中を走るのではインパクトが違う、受ける側が違いますね。ですから、発生負荷は同じであっても影響が違うとか、そういう概括的な検討をやってスコーピング。それで一案に絞りますよとあって、その上で、さらに、では環境影響評価をどうしていきますかということで具体的なEIAレベルの詳細な検討に入ってくると思うんです。この項目は必要あるとか、必要ないとか、そういうロジックじゃないんですか、組み立てが望ましいんじゃないですか。

石黒 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

田中委員 そうすると、いただいているのは、9の30ページあたりの表というのは、これは既に1案に絞り込んだ項目の、要る要らないを整理していて、あとのほうでルートの話が出てきていると。そういうことをちょっと……あえていえばそういうことですねということかな。よろしいですね。

石黒 確認いたします。

村山主査 今回の点は記載の順番を再度ご検討いただく。

田中委員 構成を考えたほうがいいかなという感じはしました。意図はわかりました。スコーピング段階ではほぼ推奨案を中心に検討しましたと、それはそれで結構だと思うんです。ルートを絞った上で具体的な影響評価に入っていくので、そのときは書くからオーケーだと思うんです。

村山主査 田中委員、ほかの点はいかがでしょう。

田中委員 私はオーケーです。

村山主査 石田委員、今、スコーピング案を検討しているんですけども、よろしいですか。

石田委員 ご回答ありがとうございました。結構です。

村山主査 それでは、進めさせていただきます。

次が環境配慮で、汚染対策、自然環境ですが、どうでしょうか。10番から15番のあたり、いかがでしょうか。松行委員、何か。

松行委員 10番について追加の質問をさせていただきたいんですが、まずこのBuilding Permitは、これは開発の規模にかかわらずすべての開発に対してBuilding Permitを得ることが求められるんですか。

木内 小さな家から始まって、すべてに関してBuilding Permitはとらなきゃいけないことになっております。

松行委員 ありがとうございます。

あと、途上国でよくあることなんですけれども、こういったBuilding Permitを出して、建築計画と違うものができ上がるというのはよくあることなんです、その確認というのはこのCity/Municipal Planning and Development Officeが実施していると考えてよろしいですか。

木内 はい、そのとおりです。

松行委員 これは、日本の建築確認のように、建物ができ上がった後、すべての建物、現地に行って確認していると考えてよろしいですか。

木内 そのとおりです。

松行委員 疑うわけではないんですけども、日本だと建築確認で役所に建築の専門家が、建築職で入ってきて、そういった人たちが一つ一つ見るわけじゃないですか。フィリ

ピンでそれだけCity/Municipal Planning and Development Officeに建築の専門知識、いわゆる建築系の学科を出た人というのはいるものなんでしょうか。

武藤 そこは理想と現実が……

木内 そこまでちょっと私自身は確認しておりませんが、一応法的に彼らはそういう作業をやらなければいけないと、こういう規定になっておりまして、精度はともあれ、そういう確認はしているというのが私どもの理解なんです。

松行委員 すごくしつこいんですけれども、途上国の都市計画を研究していて、制度と運用というのは全く別に考えなきゃいけないというのはすごくよく言われていることで、制度は欧米のものを持ってきているのでそこそこちゃんとしたものがあるんですけれども、運用が結局全然だめで、規制が守られていないというのがよくあるんですね。

なので、ちょっとあえてこの質問をさせていただいたんですが、例えばそこら辺で、informal developmentと言われるような規制とかに合っていない開発というのは見られるものですか。

武藤 サイトにおいてということでしょうか。

松行委員 サイトというか、この周辺、自治体とか。多分、マニラとかそこら辺に行くとなんか専門的な知識を持った方が結構いると思うんですけれども、ここはちょっと離れているので、本当にその制度がちゃんと運用されているのかなというのは非常に心配な点なので、ちょっと伺いたいんですが。

武藤 サイト周辺の実際いかがでしょうか、木内さん。

木内 ご指摘のとおり、非常に難しい問題なんです。一つはやはり町長とかその辺がどの程度そのとおりにやらせるかと。時として町長が知人の開発だからオーケーしろとか、そういうような上のほうから指示を出すというようなケースもあると聞いておりますが、実際問題、我々としてはそこまではどうしようもないというのが実態ですね。

松行委員 それはわかるのですが、なかなか難しいところなんですよ。なので、ミティゲーションとして遵守させると書かれると、本当にできるのかなというふうに思ってしまうので、ちょっと難しいところなので、ちょっとそこら辺はまた考えさせてください。

村山主査 運用の徹底という意図でよろしいですか。

松行委員 はい。

村山主査 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。石田委員、田中委員、いかがでしょうか。



田中委員 12、13は景観の項で、多分これはインパクト、影響が出るんでしょうね。ということですね。回答のほうもそういうふうに記述を修正しますということですね。これはいいと思います。12、13はオーケーです。あとは……

村山主査 15まで。

田中委員 これは年間交通量の伸びですね。2017年が供用開始で、5年ということですが、けれども、これはちょっと見込みというか、かなり希望的な時期ではないかと思いますが、どうなんでしょうか。一応そういう予定で進められると。

石黒 計画との意味で載せてございます。

田中委員 わかりました。

村山主査 それでは、16から20、ここも田中委員ですね。

田中委員 そうですね。これは騒音・振動のことで、かなり予測値のことだとか、それから予測に対する環境配慮、防音壁のようなもの、ノイズウォールを設置するとかということが書いてありまして、追加的に例えば20番のところにノイズバリアをつけるということが書いてあります。これは最初の前段のほうで、ウォールをつけて10デシベルほど下がる。さらに追加的なノイズバリアをつけるという意味なのか、つまり、別のものを指して、最初の対策に加えてもう一段ミティゲーションを行うということなのか。あるいは、同じことを意味しているのか、これがちょっとよくわからなかったんですね。

石黒 同じことです。

田中委員 同じことですか。そうすると、確か18番のコメントにもあるんですが、かなり詳細な予測をしてくださっていて、その段階で環境基準ですか、学校とか教会における基準値を上回るところが何箇所か出てまいりますね。それに対してどういう緩和策を考えるんですかということ。一応今の段階で基準を超過すると見込まれているわけでしょう。

石黒 今の段階で、設計の基本的な考え方の制度では10デシベルとしていますけれども、そこはまた防音壁のスペック等、もう一度詳細設計等の段階で検討するということになると思います。

田中委員 例えば詳細設計で追加的なことを考える、追加的対策を講じるという仕組みになっていましたか、記述になっていましたか。

石黒 今の段階では詳細設計の前でございますので、詳細設計に移った段階でかくあるべしというふうに提言することになると思います。

田中委員 今回の段階でもう既に基準値をオーバーするという予測が出ているわけでしょう。それに対して……

上野 今3メートルで計算しているんですけども、もう少し高い防音壁が必要になるのかどうか、もう一度調査の中で検討したいと考えております。

田中委員 例えば3メートルをもう少し高くするとか、場合によっては、よくわかりませんが、覆うとか、そういうことを考えると。追加的には何かそんな話になるんだろうと思うんですね。

石黒 今回の調査の中で追加的な措置についても検討いたします。

田中委員 基準を上回っているところがあるという予測になっているので、そこをしっかりと緩和策を講じないといけないなと思うんですね。そのあたりが私の指摘としては中心になりますね。

村山主査 よろしいですか。

田中委員 結構です。

村山主査 それでは、次にも関係あるんですが、21から26まで。基本的に騒音ですね。

田中委員 騒音関係で、22番のところですが、モニタリング計画、ちょっと読ませていただいたら、割とざっくりとしか書いていなかったように思うんですが、起点とか、あるいは頻度とか回数とか、そういうのをきちんと記載すべきではないかと思うんですが、これはそういうことで書かれるわけですね。モニタリング計画、現行案では書いていないんですね。

上野 今の現行中では147ページにベースラインと同じ調査項目でモニタリングをやるという点と、あと、建設中には四半期に一回調査して、供用後は半年に一回調査するという点で、その点はちょっと記載していたんですけども、ちょっとわかりづらいところに入っていたので見落とされたのかもしれない。

田中委員 わかりました。

それからあと、多分工事を行っている主体とするか、管理になる段階で、民間に移るんですね。ですから、実際の工事主体の段階では一生懸命そういうモニタリングをして、必要な対策を講じる。特にハード面の防音壁だとか、実際やると思うんですが、恐らく、想定以上の騒音が出たり、あるいは汚染というか、環境問題が生じたときにどういう形で管理主体が対応するかということですよ。

したがって、特に24番でしょうか、工事主体から管理主体に移るときに、そういうもの

をちゃんと引き継ぐということが災害と、結局、計画段階ではそうなっていて、工事段階ではそうやるけれども、管理になると実行されないということが起きるんですね。これはしっかりと受け継いでくださいねと、そういう仕組みを。

武藤 恐らくオペレーターの民間企業を選定するときに入札のプロセスがございますが、そのプロセスの中で条件の中に入れていくというのが一番明白なやり方だと思っております。

田中委員 そうですね。そういうものはどうやって担保するのでしょうか。やはり相手に申し入れるのでしょうか、そういうことを。入札条件にしてくださいねというふうに。

武藤 発注者、公共事業者になりますが、そこは私ども審査をする相手ですので、申し入れることができます。それが一番クリアです。

田中委員 わかりました。私のところは大体OKです。

村山主査 25番のご回答を確認したいんですが、供用後についても費用を明記していただけると。次の点で、ここは意味がよくわからないんですけれども、防音壁については、これも費用を明記していただけるという理解でよろしいでしょうか。

上野 はい。

村山主査 わかりました。それなら結構です。ではここはよろしいですね。

では、社会配慮に移りたいと思います。

27から32ぐらいまで。

石田委員 27番ですが、該当箇所、DFRを読ませていただきました。とても丁寧な質問表調整をやっていただいたようで、状況が浮かびました。ありがとうございます。団長さんとは前回の会議のときも川の利用をめぐるいろいろなやりとりしましたので、きちんと動いていただいたんだと、とてもありがたく思います。ありがとうございます。調査自体には満足しています。

意外と川が少なかったなというのと、あそこの川の利用というのは、遠くからもみんな水浴びにきたり、水泳にきたりするんです。ですから、PAPsだけじゃなくて、PAPsじゃない人も使っていたりするので、細かく見ていくとそういう人も来ると思うんですけれども、今回の調査の目的に応じた、これで本当によく状況がわかりましたので、ありがとうございます。

28番はオーケーです。ありがとうございます。

この地域、本当に井戸が多いので、しかも井戸は自分で掘れなくて、お金持ちが掘った

井戸を、お金を払って現金で水を手に入れているという人たちも、近隣の集落では結構見かけるものですから、こうやって井戸については新しく建設できる金額を補償するということができれば一安心だと思います。

それから、29番、せっかくお答えいただいたんですが、私が質問したかったことはちょっと違うんです。high yield、これは高収量米とか高収量の在来品種じゃないものを入れるということをおっしゃっておられるんじゃないですか、この英語は。というふうに私はとったんですね。

というふうに考えると、その場合には、灌漑施設だとか、高品種の種の確保、つまり毎年種を買わなきゃいけないし、そういう意味で結構資本が要るようになってくるんですね。

武藤 こちらはお米が想定されているかもしれないのですが、お米ではなく、コーン、それをホワイトコーンからイエローコーンに例えば奨励するとか、そういった文脈で書かれています。

石田委員 キャッサバだとかスイカだとかバナナだとか、パイナップルだとかつくっておられますよね。

武藤 お米じゃないので、高収量品種にかえるときに大規模の灌漑が要るとか、そういうことでは必ずしもないという理解です。

石田委員 high productivityとかhigh yield seedsとなると、やはりどうしても新たなインプットが要るんじゃないかというふうに想定してしまうんですけども、そのインプットは要らないという理解をしてよろしいですか。特に必要ない。紹介はするんだけど、今まで彼らが持っている従来の農機具や農作業の習慣でやっていけると。

武藤 今詰めきれていない段階だと思います。でも、イメージとしてはとにかく米ではないというのがまず第一にありますということで、あとは、その緩和策については、米ではない、次は何の作物でどういうふうにやるのか、そこでいわゆるキャッシュがどれくらい必要になるのかというのは、本当に細かく考えなければならないなということだと思います。

石田委員 では、high productivity farming methods and high yield seedsというのは、出てくるのがちょっと理由がわからないんですけども、そんなことわざわざ持ち出さなくてもいいんじゃないかと。従来の農法でパイナップルをつくる人は、あそこはパイナップルを結構出荷しますから……

武藤 詰めが少し……、そこは申しわけないです。

石田委員 何か移転することによってお金が必要になるので、それを、収益を生むような作物において補おうという、若干机上の空論に近いような気がしてならない。

武藤 少しそういう書きぶりに見えるので、途中工夫させていただきます。すみません。

石田委員 そこは工夫していただけるとありがたいですね。事情はよくわかりました。29番は結構です。

村山主査 よろしいですか。

30番ですが、ご事情は理解しました。ただ、報告書の中でこのあたりどのように記載されるのかについてはもう少し伺いたいんですけども、今の記載では矛盾しているように思えるんですね。矛盾というのは言い過ぎかもしれませんが、両方の記載は一致していないと理解しました。この点について、もう少し加えて記述をお願いできるかどうかという点ですけども、そのあたりいかがでしょうか。

石黒 整合性のとれた書き方に改めます。

村山主査 現時点でもまだ合意には至っていないということですね。

武藤 制度を変えるとか、そういうことまでではないと。引き続き審査のプロセスで申し入れていくというポイントの一つになるかと。

村山主査 わかりました。

31、32はいかがでしょうか。

石田委員 31番ですが、まず確認させていただきたいんですが、高速道路というのは、これはいわゆる日本の高速道路のイメージで、高架があったりして、完全に外から全然横断できるようなことではない、いわゆるフリーウェイではないわけですか。

石黒 さようです。

石田委員 わかりました。それでしたら全然人が歩くことはないですね。では31番は半分オーケー。

それから、運転手を教育するというふうにありますけれども、対象となる運転手はどのような範囲までなんですか。

石黒 これは、表への記述が少し乱雑といたしますか、申し上げなければならないんですけども、プロジェクトでというよりも、ここは緩和策として考えるのであれば、フィリピン政府の全体的な施策の一つとして安全運転推進、そのものを載せておくのかなというところで記載してございました。

石田委員 ただ、今やっていることというのは、この特定のCALAXというプロジェク

トの道路区間に対してのミティゲーションだと思うんですね。ですので、それがフィリピン国政府全体の政策ということとどうつながるのか、もう少し提示いただけますか。方向性としてはもちろんわかるんですけども、CALAXでこれをやるのか、やらないのかということをもっと知りたい。やるとしたらどこまで対象にするのか。やらないといたらそこでピリオドですけども。

武藤 本当に一つのアイデアですけども、できるのは、このCALAXは周りに日系企業がいる産業集積が点在しています。ですから、まず例えば第一歩としてできるのは、商工会議所等を通じて、例えば日系企業さんから出入りする運転手に対しては日系企業さんのほうで少し教育とか、ご協力いただけませんか、そういう申し入れを始めることはできます。それはやってみたいと思っています。そうすると、少しいわゆるプロジェクトエリアと結びついてきますが、それは商工会議所と一緒にやれることのひとつだと思います。

石田委員 わかりました。そのやり方は具体的に実際に考えておられるということで、よくわかりました。ありがとうございます。

31番、結構です。

村山主査 では、32、あと33、34、いかがですか。

松行委員 32については、質問だったんですが、やはり住民の人は補償金で新しく土地を購入できるか懸念を抱いていて、あと移転先についても懸念を抱いている人がいて、70%の人が反対しているということなので、37、38の村山先生のコメントとちょっと関係していますので、後ほどそちらのほうにあわせてコメントとして残させていただきたいと思っています。

33は、このご回答のとおりで結構かと思っています。

村山主査 あと、35から39、まとめていきたいと思いますが、私のコメントの部分は、ご回答いただいた内容で結構です。

39番はいかがでしょう。

松行委員 39は、1世帯2人が大体スタンダードというのであれば、このご回答いただいたので結構です。

村山主査 それでは、次のカテゴリーです。

ステークホルダー協議・情報公開ですね。40番から45番ぐらいまで、いかがでしょうか。

石田委員 40番ですが、ここはやはり間に挟まるのはBarangay Officeなんですね。官

と民の間というのは。Barangay Officeを、余り官側、民側と使いたくないんですが、一番わかりやすいのでちょっと使わせてください。官側の代表だというふうに見るか、民の代表だというふうに見るかで考え方は違って来るんですが、フィリピンの多くの人はBarangay OfficeのBarangay Captainは必ずしも民側だと思っていない人たちがかなりの割合に上ると思います。私、この間より実際調査して、統計はとっていませんけれども、雑談の中でいつも出てくることです。Barangay Captainが集会に来るとみんな黙ることが多い。

Barangay Captainと同時にCounselというのがありますけれども、Counselのメンバーというのは地元の名家の人たちが代々ほぼ世襲的にやってきたりして、余り特にmarginally sideが私たちを代表しているとは到底思えないんです。だから、フィリピンはそのためにCBOがあったりPOが出てきたんだというふうに理解しています。

ですので、ただ、ここでこの調査で非常にありがたいと思いましたが、会議の後にPAPsへの個別インタビュー調査を、会議は普通の人々とBarangay Captainとか行政が、Principalityの人たちが一緒になったとしても、その後個別にインタビューをやっていたらいいということ、ここで恐らく十分意見が拾えたんじゃないかというふうに理解しています。

ということで、40番から43番、ありがとうございました。

44番ですけれども、44番も、こういうことが出たということで、勉強になりました。ありがとうございます。

45番は、何もこのプロジェクトに限ったことじゃないんですが、ステークホルダー協議というのは、説明をしにしているのか、議論をしにしているのか、全然違うんですね。Appendix5 - Bで、非常に詳細に書かれているのがとても状況が浮かぶようで、とても勉強になりました。ありがとうございました。

浮かぶからこそこういう質問を書いたんですが、影響を受ける人たちからの質問や意見に対して回答されていますが、それに対して、ああ、そこはこの役所がこういう役割分担で行います、それについてはこの手続にしたがってくださいというふうに述べられておられるんですね。

それはもちろんそうなんですけれども、それは手続を説明したり、やり方を説明しているにすぎなくて、その後、彼らとどういうやりとりがあったのかなというのがこっちはとても気になる場所なんです。だから、そこら辺はどうだったんでしょうか。その説明をすれば、多くの場合、参加者の人たちは聞きたいことが聞けて安心されたんでしょうか。

まずその辺の実態を。

武藤 そうですね。そういったあたり、団長に少しお話しいただければと思います。特に大きな会合の後のPAPsとの直接の対話とか、そういうのを全部含めていかがでしたかということで、よろしく願いいたします。

木内 この段階では、これが最終アライメントではないですよと、一つの代替案ですよということでいろいろ意見を出してくださいということでいろいろ意見を出してもらっております。

それで、その中でいろいろ、俺のところはちょっと線形を変えてくれないかとか、そういう質問があったときは、全体から見て、やはりこれが一番最小の影響を与える線形なんですよというような説明はその都度してございます。

ですから、その後、この次にドラフトファイナルレポートに関する説明会というのを開く予定にしておりますので、そこの段階でももう一度細かく説明をしたいなと思っていませんけれども。

武藤 説明と議論ということで、一方的な説明だけではなく。

石田委員 特にPAPsの人たち、影響を受ける人たちは、調査団というか、実施者側からの説明を聞いて大体納得されるんでしょうか。それとも、追加の議論というか、それに続けてまたフォローもしてもらったり、いろいろと議論になったりしたものなんでしょうか。大体説明を聞いてみんな納得されるんですか。

武藤 団長のほうで特徴的なやりとりを幾つかご紹介いただけますか。

木内 どういう質問が多かったかという話の非常に多くの部分が、もし我々が影響を受けるのであればどういう補償をしてくれるんだろうかと、こういう話がやはり一番多いんですね。どういう補償をするかという話については、一応現在のDPWHのLARRIPPに示されている補償方法を説明すると。

具体的に幾ら払ってくるんだというような話もあるんですが、幾ら払えるかというのは詳細設計の段階でインディペンデントアプレイザーを雇って評価額を決めるという段階じゃないとなかなか説明できないものですから、やはりそういう意味では現段階ではいろいろ限界があるというのは確かでございます。

ですから、ステークホルダーミーティングをやって一番問題というか、彼らの心配ごとは、どれだけ補償してくれるのか、それから代替地が用意できるのか、その辺のところ非常に多い話でして、この辺の対応になりますと、もうちょっと詳細設計の段階で詰めた



検討をしないとなかなか答えられない面があるという状況でございます。

石田委員 ありがとうございます。45番まで結構です。

村山主査 それでは、46から49、最後まで、石田委員と私。

石田委員 46、細かいことですがけれども、ぜひそのように修正をお願いいたします。

47番、48番、ありがとうございます。結構です。

村山主査 49も追記していただくということで了解いたしました。

一応1から49、すべてごらんいただきましたが、どうでしょうか。休憩に入りますか。

田中委員 もう一回確認させてもらってよろしいですか。

村山主査 では、全体を通じて。

田中委員 やはり1番、2番あたりで、環境汚染は代替案間で大きな違いがないと思料と書いてあるわけですね。これは、発生のほうはわかりますが、先ほどのように騒音とかいうものは受け手の問題ですね。近くにあるかないかで違うわけでしょう、影響というのは。

それからあと、ルートによっては、例えば地盤沈下なんかも違うわけですよ。軟弱地盤であるか、強固な地盤であるかで違いますでしょう。だから、発生負荷は同じなんだけれども、あるいは自重とか重さというのは同じなんだろうが、やはり受ける地域差があると思うんですよ。その点はどういうふうにかこれをお考えになりますか、この代替案検討の段階で。

木内 今回、環境に関しましては、代替案の段階で比較検討していますのは、騒音とか大気汚染、その辺はちょっと抜かしてもらって、自然環境でどういう影響が出てくるのかというのを評価項目の中に入れて検討しておりますけれども、その範囲にとどめておるといことですね。

それから、騒音とか大気汚染、これについては、確かにおっしゃるとおりに、周りに家がないところであれば余り影響がないというような状況があるんですが、大きく分けて、オルタナティブは、今回、路線的に見て3つぐらい、それから、最初の10キロぐらいはほぼ同じで、それから枝分かれしていくというような路線を検討しておりますけれども、ですから、自然環境とか、それに与える影響というのは大きく分けてオルタナティブとしては2つ。

それから、騒音だとかその辺に関する話はSouth Luzon Expresswayに近いほうの地域、これで6ルート検討しておりますが、その辺は既にアーバナイズしている地域ですから、

その辺は、影響はほぼ同じであろうということで検討しております。

それから、最初の10キロぐらいまでのところは、実はまだアーバナイズしておりませんで、今後、アーバナイズが急速に進むであろうという地域なものですから、将来的には騒音とかその辺の環境も同じような状況になってくるだろうということで、代替案ごとに細かな検討はしていないというのがこの段階でございます。

田中委員 前回のスコーピング段階で何を検討しましたかということでいただいた一覧表がありましたね。スコーピング案への助言対象表の中の代替案の検討というところで、例えば3番目に自然環境への評価項目についてはということで、回答に侵食と緑地、森林面積、採用したと書いてありますね。侵食と言うのは、切り土、盛り土をすることによって土地が土壌流出するということだと思うんですが、この2つに加えて、つまりもっといえば、なぜ環境汚染、生活環境項目を採用しなかったんですか。そこに何か積極的な理由があるんですかというのが重ねての質問です。なぜ自然環境ではこの項目を捨てて、一応これを書いたと。

自然地があるところを通るから、緑地の創出と、それから侵食をつくりましたと、そういう、今伺っているところはそういうご説明を聞いたんだけど、逆に今度は出先のほう、終点に近い6ルートが、都市化が進んだ地域を走ることですよね。当然そこには生活環境影響が生まれてくるわけですよね。ということですよね。それを落とされた理由が何かあるんですか。

木内 現状でいうと、そういうアーバナイゼーションの状況は違いますが、将来的にはほぼ同じような状況になると。ですから、ここ5年ぐらい先になりますと、同じようなアーバナイゼーションが発生してくるだろうということで、受けるほうについても同じ条件だろうということでちょっとその辺の比較からは外しているということでございます。

田中委員 特にこういう道路問題だと、大気汚染と、一つは騒音問題だと思うんですね。騒音問題なんかは、その周辺にどういう施設があるかということでかなり大きく差があるわけですね。もちろん、騒音は、結局防止策をやることで相当程度防げますので、そういう点では、一定の発生が予見されたとしても、対策を講じることで対応は可能だという考え方はありますが、しかし、ルートを選定するときどういうルートを選ぶことがより環境影響が少ないかというのは視点として入っておかしくないなと思ったんですね。それで、その生活環境項目を全面的に確かに押さえているので、その点の何か理由があるのか、あ

るいはその点をもしそういう今ご説明のようなことがあるとすれば、そこはやはりちょっと書いておいたほうがいいですよ、そういう考え方で。つまり選定のプロセスとして、というふうに思います。

石黒 検討のプロセスを記述するような方向で改めます。

田中委員 意味としてはわかりました。私は、騒音は大事だと思うんだけど、今言った騒音というのはある種後づけでも対策が可能な項目だからという考え方もないわけではないですね。

大気汚染は、結局これは交通量の発生量は基本的に同じだとすれば、そこから出てくる大気汚染物質は基本的に同じ程度だろうと。だから余りルートに差がないけれども、しかし、周辺にどういう工業地域、例えば同じ都市化地域でも工業地帯を通るのか、住宅地を通るのかで影響の度合いが本来違うので、それは評価しても僕はいいかなという感じがしますけれども。けれども、しかし、そのプロセスの中でそこは積極的に落とされたというなら、その理由はきちんと書いておいたほうがいいなというふうに思います。すみません、代替案プロセスの検討プロセスです。

村山主査 私もその点は気になっていたのですが、こういうコメントを出したんですけれども、将来の土地利用が余り変わらないからという理由は余り全面に出さないほうがいいような気がしますけれども、一般にそういう形で評価していないような気がしますので、そこはご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか、全体を通じて。

もしないようでしたら、少しだけ休憩を入れて、まとめをしたいと思います。

では、5分程度休憩させていただきます。

午後2時52分 休憩

午後2時58分 再開

村山主査 それでは、再開させていただきます。

では、助言案のまとめに向けて取捨選択ということになりますが、1番はいかがでしょうか。

田中委員 これは、対応していただくということですが、一応載せましょうか。村山先生もいただいていますので、こういう文案でよろしいかなと思います。

あと、先生も出されると思いますが、代替案検討のスコーピング検討の順番といたしますが、構成について見直すことと、そういう文案も1項目入れさせていただきます。よろしいで

すよね。

私のところはそんなものです。

村山主査 後半は、スコーピング案のところですね。

田中委員 そうですね。

村山主査 わかりました。

ちょっと上から行かせていただくと、1番、2番、3番は生かすということでよろしいですね。

あと、4番については、これはもう状況が変わっているということですので、4番は削除で結構です。

あと、5番からですが。

石田委員 5番は落としてください。

田中委員 6番、7番、8番あたりは、趣旨はわかりますので、これは落としていただいてよろしいです。9番までよろしいです。これはつまり、一つの指標のみをスコーピングで検討したということがわかりますので、そのような記載がしてあれば結構です。

村山主査 わかりました。

それから、スコーピング案と代替案の検討の記載順について、改めてコメントを起こすということですね。

田中委員 ありがとうございます。

村山主査 それでは、9番まではその形で進めさせていただきます。

あと、10番についてはいかがでしょうか。

松行委員 Zoning Ordinanceの実効性を確保することをお願いします。

武藤 DPWHを通じてローカルガバメントのほうに強く申し入れるですとか.....

松行委員 そうですね。

武藤 DPWHを通じて、関係の地方自治体。

松行委員 そうですね、関連地方自治体、LGUで。

田中委員 ちょっと関連ですけれども、周辺の土地利用規制というのは自治体がお持ちになっている、このフィリピンでは。

木内 そうです。地方自治体です。そこがZoning Ordinanceをつくって、それに基づいてBuilding Permitを出すとか、そういう根拠になっていますので、地方自治体です。

村山主査 では、10番は前のような文案でよろしいですか。

松行委員 はい、ありがとうございます。

村山主査 11番はいかがでしょうか。

石田委員 言っているから、落としてください。

村山主査 12番、13番、いかがでしょうか。

田中委員 これは30とか、このページのところで9の130、133あたりで余りはっきり書いていないんだな、これ。advance impact is not expectativeなんだよね。本当ですかという感じだね、これ。多分先生もそういうことだと思っただけけれども、これは入れましょうか。やはりもし、景観部分についての評価について見直すこととか、そうしましょうか。

松行委員 そうですね。

村山主査 今書いていただきます。

では、12番、13番については、景観評価について見直すことということですね。

14番、いかがでしょうか。

松行委員 14番は、修正していただけるのであれば、特に載せる必要はないです。

村山主査 では14番はスキップ。

15番はいかがでしょうか。

田中委員 これは結構です。こういう理解でわかりました。

村山主査 ではこれもスキップ。

16番。

田中委員 これもわかりました。了解しました。結構です。落としていただいて構いません。

村山主査 17番はいかがでしょうか。

田中委員 これは表現の問題ですが、これは何箇所か違っていたので見直しをしてくださいね。いいですよ、指摘はしませんけれども。お任せしますので。

村山主査 18番。

田中委員 18番は、ぜひこれは生かさせてください。つまり、防音壁を設置した場合にも基準値を上回るという、そういう地点が既に予測されているので、それについて追加的な緩和策を検討してほしい、検討すべきであるという趣旨です。ということで、ほぼ原案を生かしていただいてよろしいかと思います。

村山主査 では、これはこのまま。

田中委員 19番についてよろしいですか。19番については、振動をこの評価の対象に

していない理由を明記することと、そういうことですね。ですから、騒音・振動と書いてあって、騒音だけ検討しているものですから、振動については、地盤が強固で予測されないということを記載してくださいということです。よろしいでしょうか。

21番はその話で、20番も上の18番に吸収していただいて構いません。

村山主査 今の20番の修正案、ああいう形でよろしいですか。

田中委員 はい。振動については、地場が強固で……そうですね。評価の対象としないことを記載すること、明記することですね。これで結構です。ちょっとまた文案はまた後で言いますけれども、結構です。

村山主査 それでは、21番は。

田中委員 これは上のところで吸収して結構です。

村山主査 これも吸収ですね。

田中委員 22番、これはモニタリングの話ですね。これは大事な話なので、一応これは書いてはある、確かに144ページに若干書いてはあるんですが、モニタリング計画というところの範疇ですかね、この144というのは、章構成としては。確か一覧表か何かの中でちょっと出てくるんですよ、これ。JICAのモニタリング項目ですか。モニタリングJICAなので、僕はこれは、9の147ページに書いてあるということだよ、四半期に1回とか、これはベースライン調査のことで書いてありますね。そのタイトルがmonitoring form of JICAと書いてあるんですよ。これは、JICAのフォームだけれども、相手方にこれで要求するということですか。

上野 そうです。

田中委員 例えばほかのところは……

村山主査 ただ、今回は起点までは書かれていないですね。求めるかどうかというふうに思いますが。

田中委員 このテーブルの今言ったmonitoring form of JICAの位置づけをちょっと確認させてください。これは、したがってJICAが測定を行うんですか。

上野 DPWHのほうで測定して、その結果をJICAに報告すると。

田中委員 なるほど。JICAが報告を受ける。わかりました。

そうすると、やはりモニタリング計画の中にその旨を書いたほうがいいんじゃないかな。前のほうにモニタリング計画とつくっているんですよ。environment management and monitoring planと書いてありますよね。具体的にいえば、ページの9の5の5の2、その中の

noise and vibrationのところですよ。25番。ここにモニタリングのことをきちんと書く必要があるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

ということで、そういう受けとめをしていただいて、確かにJICAが受けるフォームはこういうのがありますということで要求事項としてありますが、モニタリング計画としては多分9の5の5の2のところに書くということで、このまま載せさせてもらいましょうか。いいですか、原案のままです。

村山主査 では、22番は今のコメントで残す。

田中委員 残してください。

村山主査 それでは、23番はいかがでしょうか。

田中委員 また私ですね。これもぜひこの原案の形で残させてください。

村山主査 24番はいかがでしょうか。

田中委員 これも工事主体から管理者に移るときの権限が継続するというので、これはこのまま残させてください。

村山主査 連続しますが、25、26もこのままの形で残していただきたいと思います。

27番。

石田委員 27番、結構です。28番も結構です。29番も落としてください。大丈夫です。理解しました。

村山主査 27から29はスキップ。

30番はちょっと長いんですが、このままの形で。若干表現を変えますが、基本的にはこのままの形でお願いします。

31番はいかがでしょうか。

石田委員 31番は、先ほどヒントをいただきましたので、それをもとにしたいんですが、運転手の訓練に当たっては、運転士の訓練の記述は、対象団体及び対象者を例に挙げるのと、明記するというよりも、今は例としてお考えになっておられるということだったので、対象者を提示すると、以上です。運転手の訓練の記述にはですね、ごめんなさい。

村山主査 それでは、32番はいかがでしょうか。

松行委員 32は、37と38を残されるのであれば、そこに入れ込みたいのですが。

村山主査 では、その方向でやりましょう。

では、32はスキップということですね。

それから、33、34はどうしましょうか。

松行委員 表現を変えていただければ、あえて残す必要はないと思います。

村山主査 では、33、34もスキップ。

35は、これは私です。これは既に状況が変わっているということですので、スキップします。

36は、これは残してください。

37、38は、先ほどの松行委員のコメントにも関係しますが、ここも基本的には残していただきたいと思います。

何か、松行委員、加えて。

松行委員 38とほぼ同じ内容を考えていますので、このままで結構です。

村山主査 39番はいかがでしょうか。

松行委員 39はわかりましたので削除してください。

村山主査 40番はいかがでしょうか。

石田委員 40番から45番までは、ご説明いただいて、かつかなり詳細なステークホルダー協議の記述をつけていただいていますので、ぱっさり全部落とします。理解できました。

46番も、瑣末なことではあるんですが、とても大切な、住民に対する姿勢だと思うので、残してもいいんですけども、直していただけるということで、わざわざ助言を残すことではありませんから、これも落としてください、直してください。

47、48も不要です。要りません。

村山主査 49はどうしようかな、書いていただければ削除で結構です。

ということで、すべて一通り行いましたが、一度確認しますか。最初に戻っていただいで。

1番、2番、3番については、基本的には残すという形で。

田中委員 恐らく1番と2番の前半は同じ趣旨ですもんね。

村山主査 そうですね。どちらを。

田中委員 どちらでも、先生のは、表というのは両方のことを……でも113ページのところですよね。やはり私の質問しているのと同じ表だと思いますので。

村山主査 終点のほうは記載があるんですが、起点のほうがない。

田中委員 起点のほうの3ルートのほうですね。そのことですね。では、1番と2番の前半は同じで、例えば1番のほうに整合するというふうにしましょうか。



村山主査 そうですね。1番を生かしていただいて、それに加えて環境汚染の扱いに関する記述を加えるという形にしましょうか。

田中委員 項目を分けてもいいかもしれませんね。どうしますか。

村山主査 そうしましょう。

田中委員 項目の環境汚染の扱いは。

村山主査 環境汚染は起点と終点両方かかわるので。では、よろしいでしょうか。

田中委員 オーケーです。4番はいいんですね。

村山主査 4番から9番までは削除ですね。そのかわり、どこかにありますか。

田中委員 1番のところに書いてくださったんじゃないかな。そうですね、代替案、スコーピングの順序、構成を再検討するという、かわりにこの表現で。代替案とスコーピング案の順序という、構成を再検討するという、ということ。

村山主査 ですから、この部分で3つコメントがあるということですね。

田中委員 ちなみに、ちょっと順番的にはいつもこういう順番で検討されているんですか。最初にスコーピングがあって、そしてその後代替案検討という。多分フィリピンのこのルートというのは同じような検討をずっとしていくわけですよね、高速道路を。ほぼ同じような構成にされているんですか。

上野 前回も同じ構成です。

田中委員 前は余り言われなかった、このことは。

上野 前は言われませんでした。

村山主査 私も時々実は感じているんですけども、割とこのパターンで出てくることがありますね。ただし、アセスメントの考え方でいくと、田中委員のおっしゃるとおりだと思います。

田中委員 だと思えますね。次回以降、もしそういう工夫ができれば少しお考えになってみてください。

村山主査 それでは、4番から9番はスキップして、10番はこの形で。

松行委員 はい。

村山主査 それから11番はスキップで、12番、13番は合わせてということですね。

田中委員 合わせて、景観の評価ですね。

村山主査 この表現ですね。

田中委員 はい。

村山主査 14から17はスキップで。

それから、18番がこのまま。

田中委員 ひとまずこのままにさせていただいて、ちょっと長いので修文する可能性があります、ひとまずこの形で。

村山主査 19から21、これはまとめてというふうな記述。

田中委員 そうですね。19もほぼこのままというか、何か理由を書けという、19番は、振動について、地盤が強化で影響が予測されないということをきちんと本文に記載してください。こういう表現がないんだよね。ない場合に、振動の評価が落ちているので、振動を評価しないという根拠とありますが、その理由を書いてくださいと。

村山主査 19、20、合わせて。

田中委員 そういうことです。

村山主査 21はどうでしょうか。

田中委員 21もそれで結構です。

村山主査 19、20、21、合わせて。

田中委員 合わせて結構です。

22は、この原案のままでひとまずお願いします。

村山主査 23から26は原案のまま、よろしいですか。

田中委員 はい。

村山主査 27から29はスキップでよろしいですね。

武藤 少しだけ戻りまして、22番の供用後の騒音のモニタリング計画、地点、頻度、回数、測定期間等はどのようになっているのか明記することで、これはもしかしたら明快な答えが出るのに少し時間がかかる可能性があるのですが。

田中委員 このドラフトファイナルレポートをつくる段階でそういうものを記載したモニタリング計画にしてくださいねという趣旨なんですよ。

武藤 それを本当にこの具体的な地点で固定してしまうかどうかというのは……

田中委員 わかりました。地点の特定ですね。全体で何地点やるとか、何キ口置きにやるとか……

武藤 考え方で、ここで絶対落としてくださいというか、この地点にしてくださいという決め方じゃない、考え方ということですね。

田中委員 結構です。

武藤 わかりました。

田中委員 恐らくいろいろ考え方があって、割と幅を持って何キロごとに何地点ぐらいやるという考え方もあるし、それから、主な環境配慮施設があるところを中心にやりますという考え方もあると思うんですね。いろいろあると思います。

武藤 ここに固定するという結論をこの段階ですぐ出せるわけでは必ずしもないと。

田中委員 ですから、ベースライン調査をやった段階で、その地点を踏襲するという考え方もあるかもしれないですよ。

武藤 普通はそれが一番やりやすい。そうですね。

村山主査 よろしいですか。

27から29はスキップでよろしいですね。

30番は、このままの形で、最後の部分、両者の関係が明らかになるよう記載することと  
というような形をお願いします。上の文章を生かしていただいて、よろしくをお願いします。

31番はいかがでしょう。31番はこのまま。

石田委員 かなり縮めて、訓練のことだけについて文章をつくってもらいました。

村山主査 この文章でよろしいですか。

石田委員 はい。

村山主査 32番スキップで、33、34もスキップですね。35もスキップ。

36、37、38はこのまま生かしていただく。

あと、39以降すべてスキップという形ですね。よろしいでしょうか。

全体を通じて何かご質問ありますでしょうか。

担当部の方のほうから何かありますか。

石黒 ございません。

村山主査 よろしいですか。

田中委員 前回そういうこと、何かありましたよね。議論しながら、氾濫しないとか、冠水しないとか、冠水することをちゃんと配慮しなさいねという提言を出したら、いや、もともとそれは冠水しないんだという回答が出てきたんですよ。だったらその議論のときにちゃんと最初に言ってくださいねと。そうすれば助言項目にしなかったんですよ。

河野 経緯として実はワーキング間で話はしていました。主査は、そういう説明を受けて、わかりましたという話でした。石田先生はそのときいらっしゃらず、後からいらっしゃったんです。助言として残ってしまって、主管部としてはどうしようかと迷ったんです

けれども、主査のほうでそういう判断をされたので、そのまま残しましょうという経緯があったようです。ただ、メール審議の途中の段階で言えばよかったというのがありますけれども。

石田委員 そうでしたか。

村山主査 この後、ちょっとこちらで整理をして、最終的な文案をつくりませんが、ぜひ、全体会に入る前にお気づきの点があれば、メールで結構ですので、ご指摘いただいて。

武藤 これから審査のプロセスに入る上での確認ですが、37、38あたりは、代替地の確保状況等について明確にするよう支援することということで、このベクトルで進んでいくんですけれども、恐らく、先ほども詳細設計段階にそのプロセスはずっと書かれているような説明もあったかと思えますけれども、審査の段階で、どこかの地点までは前進しますけれども、完璧ではない状態でまた今後こうしますというご報告になってしまうと思うんですね。そういうふうなプロセス型であることを理解の上ということでのよろしいですか。ここまで来ないと絶対前に進まないというふうになってしまうと、すごくつらいという点があります。

村山主査 了解しております。

では、ほかに何かありますか。

もしないようでしたら、これでワーキンググループ会合を終了したいと思います。

ありがとうございました。

河野 スケジュールの確認だけ、すみません。

今日いただいた案を来週水曜日には送らせていただくということで、できましたら翌週の30日をめどにファイナライズしていただければと思っています。6月4日の全体会合で確定というスケジュールでお願いいたします。

村山主査 わかりました。

では、よろしいでしょうか。

では、今日の会合はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時25分 閉会